

報 酬 規 程

弁護士法人 A & P 瀧井総合法律事務所

目次

.....	1
第1 一般報酬基準	2
1 法律相談料	2
2 書面による鑑定、文書作成等（遺言書作成は後掲）	2
3 申請・調査	3
4 民事事件・家事事件.....	3
（1）一般民事事件（交渉・調停・審判・訴訟等の代理）	3
（2）交通事故（弁護士費用特約未利用の場合）	4
（3）労働事件	4
（4）不貞行為	5
（5）婚活詐欺	5
（6）離婚事件（慰謝料請求含む）	6
（7）その他家事事件（親権変更、面会交流等）	7
（8）相続事件	8
（9）債権回収	9
（10）建物明渡請求（交渉・調停・訴訟）	10
（11）保全命令申立事件等.....	10
（12）民事執行事件.....	11
（13）債務整理	12
（14）会社清算	12
（15）ネット記事等の削除等.....	13
（16）バックアッププラン（代理せず）	13
5 刑事事件	13
6 顧問料	13
7 タイムチャージ	14
8 日当	14
第2 弁護士費用特約及び弁護士費用保険を利用する場合.....	15
1 相談料	15
2 着手金	15
3 報酬金	166
4 時間制報酬	16
5 手数料	16
6 日当	16

(注記)

- 1 価格は、税込とする。
- 2 事件の難易度等諸事情を勘案して増減可能であるものとする。
その場合も、可能な限り事前に書面にて見積もりを出すことに努める。
- 3 内容に疑義が生じた場合には、旧日本弁護士連合会報酬等基準を参考にする。
- 4 別途諸経費相当額として3万3000円～を請求するものとする。
- 5 交通費の請求について、裁判期日や調査のための移動は、原則として電車・バス等の公共交通機関を利用するが、弁護士の人数、予定、裁判所の場所、天候など諸般の事情を勘案して、タクシーを利用することができる。

第1 一般報酬基準

1 法律相談料

① 平日	初回法律相談30分まで無料 (30分経過以降、30分ごとに5500円)
② 土日祝	初回法律相談30分まで1万1000円 (30分経過以降、30分ごとに5500円)

(注1) 交通事故被害者側(弁護士費用特約なし)、債務整理、及び相続に関する相談は、初回平日60分まで無料(30分経過以降、30分ごとに5500円)、土日祝60分まで5500円(30分経過以降、30分ごとに5500円)とし、2回目以降の相談は上記①②の通りとする。

(注2) 相談は、原則として1回のみ可能なものとする。2回目以降の相談については、原則としてバックアッププランを利用するものとする。

(注3) 希望に応じて、5500円から1万6500円で相談内容を書面にすることができる。

(注4) 複数人の相談であっても、同一事件の相談である限り、相談料は同額とする。

2 書面による鑑定、文書作成等(遺言書作成は後掲)

(1) 内容証明郵便作成・送付、定型文書作成・チェック等

手数料	5万5000円～11万円
-----	--------------

(注1) 弁護士の名前を記載しない文書作成については、3万3000円～とする。

(注2) 公正証書にする場合には、3万3000円を加算する。公証役場への支払いは別途。

(2) 契約書作成・レビュー

手数料	11万円～
-----	-------

(3) 契約締結交渉

契約金額	着手金	報酬金
～100万円	11万円	22万円
100万円～1000万円	1.1%+9万9000円	2.2%+19万8000円
1000万円～1億円	0.33%+17万6000円	0.66%+35万2000円
1億円～	0.11%+39万6000円	0.22%+79万2000円

(注1) 公正証書にする場合には、3万3000円を加算する。

(注2) 報酬金は交渉成立時のみ発生する。

3 申請・調査

各種申請手続	11万円～330万円
事実関係・各種法令調査	5万5000円～33万円

4 民事事件・家事事件

(1) 一般民事事件（交渉・調停・審判・訴訟等の代理）

経済的利益	着手金（交渉・調停）	報酬金
～50万円	33万円	11万円
50万円～100万円		22%
100万円～500万円		16.5%+5万5000円
500万円～1000万円	5.5%+5万5000円	16.5%+5万5000円
1000万円～1億円	4.4%+16万5000円	11%+60万5000円
1億円～	3.3%+ 126万5000円	8.8%+ 280万5000円

(注1) 交渉から訴訟、調停から訴訟へ移行する場合には、それぞれ着手金の1/2を上限として、追加着手金を請求することができる。

(注2) 反訴を提起する場合は別途着手金及び報酬が発生するものとする。

(注3) 訴訟事件については、着手金は33万円～とする。

(注4) 事案の難易度等を勘案して、着手金を33万円以下にすることができる。

(注5) 事案の難易度等を勘案して、交渉のみ、着手金11万円とすることができる。

(注6) 被告側での訴訟事件の場合、難易度等に応じて、月額5万5000円ないし7万7000円の手数料制にすることができる。その場合、上記の着手金と報酬金の合計金額の上限額を目安に、当該手数料の合計金額の上限額とすることができる。

(2) 交通事故（弁護士費用特約未利用の場合）

※（弁護士費用特約利用の場合）「第2 弁護士費用特約及び弁護士費用保険を利用する場合」参照。

ア 相手方が任意保険を利用する場合

着手金	無料
報酬金	22万円＋獲得金額の16.5%

（注1）自賠責申請手数料は別途3万3000円とする。

（注2）後遺障害等級認定又は自賠責への異議申立てにより獲得した金額については22%とする。

（注3）交渉から調停及び訴訟に移行する場合、並びに調停から訴訟に移行する場合には、各々11万円を上限として追加着手金が発生する。

（注4）任意保険会社から具体的な損害賠償額が提示済みの場合は、増額分の55%を報酬金の上限とする。

イ 相手方が任意保険を利用しない場合 一般民事事件に準じる。

（注）自賠責申請手数料は別途3万3000円とする。

(3) 労働事件

ア 使用者側（顧問契約の締結を前提とする）

代理内容	着手金	報酬金
交渉	33万円～	33万円～
労働審判対応	44万円～	44万円～
仮処分対応	55万円～	55万円～
訴訟	55万円～	55万円～

（注1）他の手続に移行した場合は、差額分のみを追加着手金として加算する。

（注2）表記の金額は当事務所との顧問契約締結を前提とした最低料金とする。事件の難易度に応じて、もしくは顧問契約を締結しない場合には、着手金・報酬金が増額されることがある。

イ 労働者側

（ア）残業代請求

着手金	無料
報酬金（交渉）	獲得金額の26.4%
報酬金（審判・訴訟）	獲得金額の38.5%

（注）事件の性質・難易度等に応じて、一般民事規定を適用することができる。

（イ）その他

一般民事事件に従う。

(4) 不貞行為

ア 慰謝料請求された側 (交渉・調停・訴訟)

着手金	33万円
報酬金	減額分の16.5%

イ 慰謝料請求する側 (交渉・調停)

着手金	22万円
報酬金	回収額の22% (再発防止に資する書面を交わせた場合には11万円)

(注1) 訴訟から受任する場合は、着手金に11万円を加算する。

(注2) 23条照会を伴う事実調査が必要な場合には、着手金に3万3000円を加算する。

(注3) 訴訟に移行する場合には、追加着手金11万円が発生する。

(5) 婚活詐欺

ア 慰謝料請求された側 (交渉・調停・訴訟)

着手金	38万5000円
報酬金	減額分の11%

イ 慰謝料請求する側 (交渉)

着手金	16万5000円
報酬金	回収額の22%

(注1) 訴訟及び調停から受任する場合は、着手金に11万円を加算する。

(注2) 23条照会を伴う事実調査が必要な場合には、着手金に3万3000円を加算する。

(注3) 交渉から調停及び訴訟に移行する場合、並びに調停から訴訟に移行する場合には、各々11万円の追加着手金が発生する。

(6) 離婚事件（配偶者への慰謝料請求含む）

(注) 財産分与における経済的利益について、①請求する側は得られた金額（経済的価値）、②請求される側は、相手方の請求からの減額、または財産分与の対象となる財産の2分の1の額から実際に財産分与として支払う額を控除した額のいずれか高い方とする。

① 交渉

着手金	33万円 +親権獲得が争点 11万円 +養育費・婚姻費用・財産分与のいずれかが争点 11万円 +面会交流が争点 11万円
報酬金	以下①又は②のうちいずれか高い方 ② 着手金及び追加着手金の合計額 ③ 獲得した経済的利益の11% ※②に関し、不動産を売却しない場合、固定資産税評価額又は市場での取引価格のいずれか低い方で算定する。 ※有責配偶者からの離婚請求が争点となつたうえで、離婚できた場合は、追加成功報酬22万円とする。

② 調停

着手金	44万円 +親権獲得が争点 11万円 +養育費・婚姻費用・財産分与のいずれかが争点 11万円 +面会交流が争点 11万円
報酬金	以下①又は②のうち、いずれか高い方 ①着手金及び追加着手金の合計額 ②獲得した経済的利益の11% ※②に関し、不動産を売却しない場合、固定資産税評価額又は市場での取引価格のいずれか低い方で算定する。 ※有責配偶者からの離婚請求が争点となつたうえで、離婚できた場合は、追加成功報酬22万円とする。

④ 訴訟

着手金	55万円 +親権獲得が争点 11万円 +養育費・婚姻費用・財産分与のいずれかが争点 11万円 +面会交流が争点 11万円
報酬金	以下①又は②のうち、いずれか高い方 ①着手金及び追加着手金の合計額 ②獲得した経済的利益の11% ※②に関し、不動産を売却しない場合、固定資産税評価額又は市場での取引価格のいずれか低い方で算定する。 ※有責配偶者からの離婚請求が争点となっただけで、離婚できた場合は、追加成功報酬22万円とする。

④ 手続が移行する場合（追加着手金・追加報酬金それぞれにつき）

交渉→調停	11万円
調停→訴訟	11万円

(7) その他家事事件（親権変更、面会交流等）

着手金	総額 44万円～110万円
報酬金	

※離婚事件と共に受任する場合については、(6) 参照。

※子の人数、事案の難易度を考慮して決定する（親権変更の場合、標準66万円～88万円）。

(8) 相続事件

ア 遺産整理業務（紛争性がない場合の事務手続）

遺産総額	手数料
～500万円	27万5000円
500万円～5000万円	1.32%+20万9000円
5000万円～1億円	1.1%+31万9000円
1億円～3億円	0.77%+64万9000円
3億円～	0.44%+163万9000円

(注1) 相続人調査、相続関係説明図作成、相続財産調査、遺産目録の作成、遺産分割協議書の作成、保険金の請求、各種名義変更、年金手続、司法書士・税理士等専門家の紹介を行うものとする。

(注2) 司法書士・税理士等に支払う費用（報酬、実費等）は含まれないものとする。

イ 遺産分割、遺留分侵害額請求等（紛争性がある場合。遺産整理業務を含む。）

着手金	33万円～
報酬金	相続による獲得財産額の11%～

(注1) 相続人の人数、依頼者の人数、相手方の人数、遺産の多寡・種類等を考慮の上で、着手金又は報奨金を増額することがある。

(注2) 交渉から調停、調停から訴訟（審判）へ移行する場合には、それぞれ11万円を上限として請求することができる。交渉から訴訟へ移行する場合には、22万円を上限とする。

(注3) 反訴を提起する場合は別途着手金及び報酬が発生するものとする。

(注4) 遺留分侵害額請求をされた場合の報酬金は、相続による最終的な獲得金額が

5000万円未満のとき：3.3%（最低33万円、最高132万円）

5000万円以上1億円未満のとき：2.2%+22万円（最高198万円）

1億円以上2億円未満のとき：1.65%+33万円（最高275万円）

2億円以上のとき：1.1%+55万円

ウ 遺言書作成（定型）

遺産総額	手数料
～1000万円	11万円
1000万円～	1.1%（最大33万円）

(注1) 原則として1回の相談で作成できる場合。2回以上の相談の場合は、非定型となる。

(注2) 公正証書にする場合には、3万3000円を加算する。公証役場への支払いは別途。

エ 遺言書作成（非定型）

遺産総額	手数料
～300万円	22万円
300万円～3000万円	1.1%+18万7000円
3000万円～3億円	0.55%+35万2000円
3億円～	0.275%+117万7000円

（注）公正証書にする場合には、3万3000円を加算する。

オ 遺言執行

遺産総額	手数料
～300万円	33万円
300万円～3000万円	2.2%+26万4000円
3000万円～3億円	1.1%+59万4000円
3億円～	0.55%+224万4000円

カ 相続放棄

人数	手数料（全員合計）
1名	7万7000円
2名	+3万3000円
3名	+2万2000円
4名～	1名ごとに+1万1000円

（注1）相続開始を知ったときから3か月の期限寸前のご相談・ご依頼のときは、応相談。

（注2）3か月の期限を延長する申立てについては、1名につき3万3000円を加算する。

（注3）3か月の期限を徒過している場合には、1名につき8万8000円を加算する。

（9） 債権回収

ア 顧問契約を締結する場合

着手金	無料
報酬金（交渉）	獲得金額の22%
報酬金（訴訟）	獲得金額の33%
報酬金（訴訟→強制執行）	獲得金額の38.5%

（注1）獲得する経済的利益が分割払いとなった場合、分割回数、支払完遂の蓋然性その他の事情を勘案し、経済的利益を、2割を上限として（8割まで）減額することができる。

（注2）訴訟には、支払督促も含むものとする。

（注3）上記規定を適用するか一般民事事件を適用するかは、法的争点の多寡、難易度や、回収可能性に鑑みて、弊所の裁量で決定するものとする。

イ 顧問契約を締結しない場合

一般民事事件に従う。

(10) 建物明渡請求 (交渉・調停・訴訟)

着手金	33万円
報酬金	交渉で終了した場合 33万円 調停で終了した場合 44万円 訴訟で終了した場合 55万円

(11) 保全命令申立事件等

着手金	原則11万円
	※ただし、次の限度で増額できる。 ・一般民事事件 (交渉・調停) に従った場合の着手金の2分の1 ・審尋又は口頭弁論を経たときは、一般民事事件 (交渉・調停) に従った場合の3分の2
報酬金	一般民事事件 (交渉・調停) に従った場合の着手金の2分の1と、11万円を比較して高い方の金額 (11万円まで減額可能)
	審尋又は口頭弁論を経たときは、3分の2 (16万5000円まで減額可能)

(12) 民事執行事件

ア① 民事執行（本案受任あり）

着手金	債権執行（給与/預貯金/有価証券等債権1種あたり）
	無料
	動産執行（1か所あたり）
	11万0000円
	不動産執行（1か所あたり）
	11万0000円
報酬金	財産開示手続/情報提供命令申立
	5万5000円
報酬金	本案の報酬金額×1.3倍 円

ア② 民事執行（本案受任なし）

着手金	債権執行（給与/預貯金/有価証券等債権1種あたり）
	11万円
	動産執行（1か所あたり）
	16万5000円
	不動産執行（1か所あたり）
	16万5000円
報酬金	財産開示手続/情報提供命令申立
	5万5000円
報酬金	本規程「一般民事事件」欄に基づいて算定される 報酬金額×1.5倍 円

(注1)「本案」とは、執行手続き先立って、執行の理由となる権利の債務名義を獲得する
手続を指す。

(注2) 日当は別途定めることができる。

イ 執行停止

着手金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の2分の1
報酬金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の4分の1

(注) 日当は別途定めることができる。

(13) 債務整理

手続	個人/事業者	手数料
破産	個人（同時廃止）	27万5000円～
	個人（管財事件）	44万円～
	個人事業主	49万5000円～
	法人	110万円～
	法人 及び法人代表者 （同時受任）	154万円～
個人再生 ※住宅ローン条項なし	個人	着手金 33万円～
		報酬金 22万円～
	事業主	着手金 38万5000円～
		報酬金 33万円～
個人再生 ※住宅ローン条項あり	個人	着手金 44万円～
		報酬金 22万円～
	事業主	着手金 49万5000円～
		報酬金 33万円～
民事再生		着手金 110万円
		報酬金（別途お見積り）
任意整理		3万3000円～7万7000円／社 （標準：5万5000円／社） ※但し、最低着手金11万円とする。

（注1）具体的な額は、資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模、事件処理に要する執務量を考慮して決する。

（注2）過払い金を獲得した場合には、一般民事事件の報酬金が発生する。

（注3）各手続につき、債権者数が20を超える場合、その超えた部分について1社あたり55000円を加算する。ただし、カード会社や金融機関以外の債権者数が10を超える場合は、その超えた部分について1社あたり55000円を加算する。

(14) 会社清算

会社清算	55万円～
特別清算	110万円～

(15) ネット記事等の削除等

ア 削除請求

方法	着手金	報酬金
任意交渉による 削除請求	なし(注1)	(URL1件あたり) 3.3万円～(注2) 最低報酬金11万円
仮処分申立(注3)	22万円～	22万円～
削除請求訴訟 (注4)	22万円～	22万円～

(注1) 事案の難易度諸事情を勘案して増減可能であるものとする。

(注2) 掲示板形式の場合は、レス毎に報酬金が発生する。スレッド毎に削除する場合等、サイトごとに難易度が異なるため、都度お見積り。

(注3) 不服申立手続へ移行する際に、別途費用が発生する。

(注4) 第一審に限る。仮処分申立事件を依頼した後、訴訟に移行した場合には、仮処分申立事件の着手金の半額を訴訟の着手金から控除する。

イ 発信者情報開示請求

方法	着手金	報酬金
発信者情報開示命令申立(注5)(注6)	22万円～	22万円～

(注5) 不服申立手続へ移行する際に、別途費用が発生する。

(注6) 開示によって特定した者に対する損害賠償等の請求については、別途弁護士費用が必要。原則として(1)一般民事事件の基準に従う。

(16) バックアッププラン(代理せず)

着手金	6か月まで11万円 以降1か月毎に2万2000円
報酬金	代理プランの半額

(注) 当該案件に関する相談、調査、方針検討等を、概ね上限6時間の範囲で行う。

5 刑事事件

着手金	33万円から55万円を原則とする
報酬金	同上

(注) 接見の日当は別途定めることができる。

6 顧問料

プラン名	エントリー	スタンダード	スペシャル
月額顧問料	3.3万円	11万円	22万円
	5.5万円		

7 タイムチャージ

1時間まで	2万2000円～4万4000円 (標準3万3000円)
以降1分	366円～734円 (標準550円)

(注) 上限を設定した場合は、1時間まで3万3000円～5万5000円(標準4万4000円)、以降1分550円～916円(標準734円)。

8 日当

半日(往復2時間～4時間)	3万3000円～5万5000円
1日(往復4時間～)	5万5000円～11万円

(注1) タイムチャージを採用した場合、別途の日当は発生しない。

(注2) 裁判所への出廷については別途お見積り。

第2 弁護士費用特約及び弁護士費用保険を利用する場合（交通事故のみ）

※交通事故以外の場合は、要協議。

1 相談料

1回分	1万1000円
-----	---------

（注）2回目以降、都度1万1000円。

2 着手金

1回の手続きについて、下表の「経済的利益の額」欄に対応する「着手金」欄の額とする。 ただし、同一の対象事故（1人1事故）について、交渉に加えて訴訟を行うなど複数の手続きを行う場合、1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額」欄に対応する「着手金」欄の額の165%に相当する額とする。	
経済的利益の額（注1）	着手金
125万円以下の場合	11万円
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額（注1）の8.8%に相当する額
300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額（注1）の5.5%に相当する額に9万9000円加えた額
3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額（注1）の3.3%に相当する額に75万9000円を加えた額
3億円を超える場合	経済的利益の額（注1）の2.2%に相当する額に405万9000円を加えた額

（注1）事故内容および被保険者が対象事故によって被った被害から計算されるべき損害賠償請求の額を指す。

3 報酬金

経済的利益の額（注2）	報酬金
125万円以下の場合	22万円
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額（注2）の17.6%に相当する額
300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額（注2）の11%に相当する額に19万8000円を加えた額
3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額（注2）の6.6%に相当する額に151万8000円を加えた額
3億円を超える場合	経済的利益の額（注2）の4.4%に相当する額に811万8000円を加えた額

（注2） 保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士が行った手続きにより取得することができた額を指す。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除く。

4 時間制報酬

事務処理に要した時間	限度額
1時間あたり	3万3000円

5 手数料

自賠償から支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万3000円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2.2%

6 日当

経済的利益の額	日当
所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万3000円
所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万5000円
所要時間が往復7時間を超える場合	11万円

以上

平成 27 年 11 月 11 日制定
平成 29 年 8 月 23 日改定
平成 29 年 8 月 30 日改定
平成 29 年 12 月 12 日改定
平成 30 年 1 月 4 日改定
平成 30 年 2 月 6 日改定
平成 30 年 2 月 13 日改定
平成 30 年 2 月 20 日改定
平成 30 年 4 月 25 日改定
平成 30 年 9 月 26 日改定
平成 31 年 1 月 12 日改定
令和元年 5 月 22 日改定
令和元年 7 月 16 日改定
令和元年 9 月 30 日改定
令和元年 11 月 12 日改定
令和 2 年 1 月 27 日改定
令和 2 年 2 月 4 日改定
令和 2 年 2 月 7 日改定
令和 2 年 2 月 28 日改定
令和 2 年 5 月 19 日改定
令和 2 年 6 月 1 日改定
令和 2 年 6 月 16 日改定
令和 2 年 8 月 12 日改定
令和 2 年 8 月 18 日改定
令和 2 年 8 月 26 日改定
令和 2 年 11 月 26 日改定
令和 2 年 12 月 18 日改定
令和 3 年 3 月 1 日改定
令和 3 年 3 月 25 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 5 月 28 日改定
令和 3 年 9 月 15 日改定
令和 3 年 10 月 27 日改定
令和 3 年 11 月 22 日改定
令和 3 年 11 月 25 日改定
令和 4 年 1 月 25 日改定
令和 4 年 2 月 4 日改定

令和 4 年 2 月 9 日改定
令和 4 年 2 月 24 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 18 日改定
令和 4 年 6 月 9 日改定
令和 5 年 1 月 10 日改定
令和 5 年 2 月 6 日改定
令和 5 年 2 月 9 日改定
令和 5 年 6 月 23 日改定
令和 5 年 12 月 7 日改定
令和 6 年 5 月 28 日改定
令和 6 年 7 月 1 日改定
令和 6 年 10 月 17 日改定
令和 6 年 11 月 1 日改定
令和 7 年 1 月 10 日改定